（その１）



収支報告書

平成30 年分
（ 開催分）

（ふりがな） みやざわよういちこうえんかい

1 政治団体の名称 宮沢洋一後援会

2 主たる事務所の所在地 広島県福山市御船町2丁目2番26号

3 代表者の氏名 内海 康仁

4 会計責任者の氏名 保澤 宏行

事務担当者の氏名 有本 悦子

（電話） 084-923-5352

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
政□党	政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
政□党の支部	
政□治資金団体	その他の政治団体
	その他□の政治団体の支部

活動区域の区分	
２以上の都道府県の区域等	同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
有□	
無☑	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	宮澤 洋一
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

コード チェック 名寄 連絡
100260 有 無

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	7,627,977
（前年からの繰越額）	461,977
（本年の収入額）	7,166,000
支　出　総　額	7,191,196
翌年への繰越額	436,781

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	5,500,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	5,500,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	5,500,000	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
行事会費収入	210,000	平成30年1月27日
行事会費収入	1,015,000	平成30年1月27日
行事会費収入	266,000	平成30年2月4日
この頁の小計	1,491,000	
1件10万円未満のもの	175,000	

（その６）

(6) その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
合　　計	1,666,000	

（その７）

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	300,000	H30/1/9	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	1,200,000	H30/1/15	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	100,000	H30/1/25	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	200,000	H30/1/25	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	450,000	H30/2/8	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	100,000	H30/2/23	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	200,000	H30/3/8	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	100,000	H30/3/23	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	200,000	H30/4/9	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	100,000	H30/4/25	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	200,000	H30/5/10	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	100,000	H30/5/25	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	300,000	H30/6/1	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	200,000	H30/6/8	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	100,000	H30/7/9	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
この頁の小計	3,850,000				

（その７）

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3.政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	100,000	H30/7/24	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	100,000	H30/8/10	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	100,000	H30/8/24	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	100,000	H30/9/7	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	100,000	H30/9/25	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	150,000	H30/10/9	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	200,000	H30/10/25	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	100,000	H30/11/22	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	200,000	H30/12/10	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
自由民主党広島県参議院選挙区第六支部	500,000	H30/12/25	広島県福山市御船町2-2-26	宮沢洋一	
(小計)	5,500,000				
この頁の小計	1,650,000				
その他の寄附	0				
合　　計	5,500,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	3,066,746	0	
(2) 光熱水費	520,855	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	1,387,187	0	
小計	4,974,788	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	2,202,368	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	14,040	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	2,216,408	0	
合計	7,191,196		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ガス代	42,309	H30/1/25	アストモスリティリング㈱	福山市御幸町中津原1702	
電気代	35,096	H30/1/26	中国電力㈱	広島市中区小町4-33	
電気代	35,208	H30/2/27	中国電力㈱	広島市中区小町4-33	
ガス代	34,766	H30/2/27	アストモスリティリング㈱	福山市御幸町中津原1702	
ガス代	28,806	H30/3/26	アストモスリティリング㈱	福山市御幸町中津原1702	
電気代	33,715	H30/3/26	中国電力㈱	広島市中区小町4-33	
ガス代	18,496	H30/4/25	アストモスリティリング㈱	福山市御幸町中津原1702	
電気代	32,552	H30/4/26	中国電力㈱	広島市中区小町4-33	
電気代	27,581	H30/5/28	中国電力㈱	広島市中区小町4-33	
電気代	26,699	H30/6/26	中国電力㈱	広島市中区小町4-33	
電気代	30,218	H30/7/31	中国電力㈱	広島市中区小町4-33	
電気代	35,456	H30/8/27	中国電力㈱	広島市中区小町4-33	
電気代	39,343	H30/9/26	中国電力㈱	広島市中区小町4-33	
電気代	27,019	H30/10/26	中国電力㈱	広島市中区小町4-33	
電気代	27,761	H30/11/26	中国電力㈱	広島市中区小町4-33	
この頁の小計	475,025				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
電気代	28,793	H30/12/26	中国電力㈱	広島市中区小町4-33	
この頁の小計	28,793				
その他の支出	17,037				
合計	520,855				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
家賃	80,000	H30/1/25	豊田國弘	福山市御船町2-2-26	
家賃	80,000	H30/2/23	豊田國弘	福山市御船町2-2-26	
家賃	80,000	H30/3/23	豊田國弘	福山市御船町2-2-26	
家賃	80,000	H30/4/25	豊田國弘	福山市御船町2-2-26	
家賃	80,000	H30/5/25	豊田國弘	福山市御船町2-2-26	
家賃	80,000	H30/6/25	豊田國弘	福山市御船町2-2-26	
家賃	80,000	H30/7/25	豊田國弘	福山市御船町2-2-26	
家賃	80,000	H30/8/24	豊田國弘	福山市御船町2-2-26	
家賃	80,000	H30/9/25	豊田國弘	福山市御船町2-2-26	
家賃	80,000	H30/10/25	豊田國弘	福山市御船町2-2-26	
家賃	80,000	H30/11/22	豊田國弘	福山市御船町2-2-26	
家賃	80,000	H30/12/25	豊田國弘	福山市御船町2-2-26	
レタックス代	10,064	H30/6/26	日本郵便㈱	福山市東桜町3-4	
新年互例会案内郵送代	131,040	H30/12/4	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
新年互例会案内郵送代	93,888	H30/12/4	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計	1,194,992				

（その14）

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
レタックス代	12,762	H30/12/26	日本郵便㈱	福山市東桜町3-4	
NHK放送受信料	13,990	H30/10/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
この頁の小計	26,752				
その他の支出	165,443				
合計	1,387,187				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				交際費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
飲食代	190,080	H30/1/27	地御前	廿日市市地御前5-19-14	
飲食代	95,000	H30/2/3	㈱フューレック	福山市笠岡町4-4	
30年度町内会費	20,000	H30/4/16	御船町町内会	福山市御船町	
パーテイ会費	200,000	H30/11/15	自由民主党広島県支部連合会	広島市中区大手町2-11-15	
この頁の小計	505,080				
その他の支出	0				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				交際費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
合計	505,080	／			

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				行事費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
新年互例会案内状印刷代	48,600	H30/1/26	やまもと印刷	福山市駅家町万能倉1313-1	
新年互例会飲食代・会場費	953,155	H30/2/27	ベッセル福山ニューキャッスルホテル	福山市三之丸町8-16	
新年互例会飲食代	260,000	H30/3/26	ツネイシLR㈱ベラビスタスパ&マリーナ尾道	尾道市浦崎町大平木1344-2	
飲み物代	17,500	H30/4/21	鞆屋商店	福山市横尾町1-9-2	
オードブル	30,000	H30/4/21	中華料理　同楽縁	福山市御船町上岩成476-5	
H29年新年互例会飲食代	300,000	H30/6/1	ツネイシLR㈱ベラビスタスパ&マリーナ尾道	尾道市浦崎町大平木1344-2	
新年互例会案内状印刷代	50,814	H30/12/26	やまもと印刷	福山市駅家町万能倉1313-1	
この頁の小計	1,660,069				
その他の支出	37,219				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項　目　別　区　分		１．組織活動費	
				行事費	
支出の目的	金　額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備　考
合　計	1,697,288				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
				購読費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
購読料	14,040	H30/2/27	ビジネス情報中国情報出版㈱	福山市東川口町2-1-18	
この頁の小計	14,040				
その他の支出	0				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
				購読費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
合計	14,040				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和1年　5月　29日

政治団体の名称　宮沢洋一後援会

会計責任者の氏名　保澤　宏行　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

福島県選挙管理委員会
受付
-1.5.31
時 分

政治資金監査報告書

令和元年5月28日

宮沢洋一後援会
代表　内海　康仁　殿

登録政治資金監査人　弓場秀俊
登　録　番　号　第3353号
研修終了年月日　平成22年2月5日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、宮沢洋一後援会の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、宮沢洋一後援会の主たる事務所と弓場税理士事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

宮沢洋一後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、宮沢洋一後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上